

## 【保護者の皆様へ】

先日は、GIGAスクール説明会にご参加いただきまして、ありがとうございました。

4月から開始するGIGAスクール構想により、子供たちが1人1台のパソコンを使用し、学習の可能性が大きく広がります。学校という枠を越え、広く社会とつながることもできます。

また、画像や動画を活用した分かりやすい授業により、児童生徒の興味・関心を高めるとともに、一人一人が主体的に学習や協働的な活動に取り組んでいくこと等が可能となります。

今回、説明会での主な質問等について、Q&Aを作成しましたのでご確認ください。

なお、一部の説明会で当課から説明した「こども総合保障制度(パソコン破損の保険)」については、説明時と内容が変更(詳細はQ&A参照)となりましたので、訂正させていただきます。

今後ともGIGAスクール構想の推進につきまして、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

西予市教育委員会学校教育課

## 【GIGAスクール保護者説明会 Q&A】

【モバイルルーター】	
Q1	モバイルルーターを貸し出す条件を教えてください。
A1	家庭(自宅)にWi-Fi環境が無い場合は、モバイルルーターを貸し出します。 ※「家庭にWi-Fi環境が無い場合」とは、家庭(自宅)に、Wi-Fi環境が無い場合に加えて、Wi-Fi環境はあっても通信会社との契約で使用量に上限がある場合をいいます。 ※家庭(自宅)にWi-Fi環境はあるが、Wi-Fi環境のない祖父母宅や友達宅でパソコンを使用する目的で、モバイルルーターは貸し出せません。
Q2	なぜ、モバイルルーターをWi-Fiのない家庭にのみ貸し出すのですか。
A2	当市では、すべての児童生徒が、平等に持ち帰り学習することを計画しています。皆が持ち帰り学習を平等に行うには、すべての家庭(自宅)にWi-Fi環境が必要です。1人でもWi-Fi環境の無い児童生徒がいれば、クラス全員が持ち帰ることができず、平等な学習ができないことから、Wi-Fi環境のない家庭に対してのみ、通信量に制限のあるモバイルルーターを貸し出します。
【パソコン本体】	
Q3	パソコンは、学年を進級しても同じものを使用するのですか。
A3	パソコンは1人に1台専用のもを貸し出し、中学校卒業まで同じものを使い、卒業時に返却していただきます。

Q4	パソコンには、パスワードを設定するのですか。
A4	1人に1つのID、パスワードを発行し、学校を通じて貸し出します。
Q5	有害サイトへのアクセス制限はするのですか。
A5	フィルタリングソフトを導入し、学習に不適切なサイトを一定制限するようにします。
<b>【持ち帰り学習】</b>	
Q6	持ち帰り学習時のパソコンは、どこで使用してもいいのですか。
A6	<b>原則、パソコンは自宅で使用することとします。モバイルルーターの貸出しを受けた方も、同様です。</b> ※自宅以外への移動時の破損や紛失のリスクを防ぐことにもつながるためです。
Q7	パソコンを使った持ち帰り学習では、どのようなことをするのですか。
A7	ドリルソフトを活用したり、インターネットで調べ学習をしたりすること等が考えられます。 ※持ち帰りの頻度、学習内容は、発達段階や教科の内容等によって異なります。
Q8	子供が持ち帰り学習で、パソコンを使用できるか不安です。
A8	学校で基本的な使い方を指導したうえで、家庭に持ち帰るようにします。操作方法の手順書を作成予定です。
Q9	持ち帰り学習の際に、不具合が起きた場合の問合せ先はあるのですか。
A9	家庭からの問い合わせに対応できるサポートセンター等を開設する予定はありません。保護者向けに、Wi-Fi接続方法や困った時の対応等の手順書を作成予定です。
Q10	持ち帰り学習をするメリットは、何ですか。
A10	学校だけでなく、家庭においてもパソコンでの入力・操作に慣れ、学習用具の一つとして活用し、学習の基盤となる「情報活用能力」を育むことができます。 <b>また、臨時休業等の際、学びの保障の一つの手段にもなるとも考えています。</b>

Q11	持ち帰り学習をする際に、パソコンで荷物が増え、負担となることへの対応はあるのですか。
A11	持ち帰り学習は、操作の習熟状況や発達段階、教科の内容等によって異なりますが、令和3年度においては、週1～2回を想定しています。その際の荷物についての対応は、学校と協議し、負担にならないように配慮していきます。
<b>【パソコンの故障・紛失等】</b>	
Q12	パソコンが故障・破損した時は、どうすればよいですか。
A12	<p>児童生徒の不注意により故障・破損した場合は、予備のパソコンで対応します。保護者に費用負担は求めません。ただし、故意に破損等した場合は、保護者に負担を求める場合があります。</p> <p><b>《説明会時における内容の訂正》</b>  <b>【「こども総合保障制度」(パソコン破損の保険)について】</b></p> <p>一部の保護者説明会で、パソコンが破損した場合の対応について、「こども総合保障制度」に加入されている方は、そちらを利用させていただく旨の説明をしましたが、<b>市が原則費用負担しますので、パソコン故障・破損対応としての「こども総合保障制度」への加入は必要ないことと訂正します。</b></p>
Q13	パソコン、モバイルルーターを紛失した時は、どうすればよいですか。
A13	紛失したら、すぐに学校に連絡するとともに、警察に遺失届(紛失届)を提出してください。教育委員会が、パソコンにロックをかけ、第三者が利用できない措置を取ります。
<b>【学校の授業】</b>	
Q14	教科書は、今までどおり使用するのですか。
A14	現在のところ、すぐにデジタル教科書にはなりません。今後、国の動向によりデジタル教科書に移行する可能性はありますが、令和3年度においては、教科書をこれまでどおり使用します。
Q15	授業のすべてにおいて、パソコンを使用して行うのですか。
A15	授業の中で、パソコンを使うことが適している場面で使います。これまでどおり、文字を書いたり、ノートにまとめたりなどの学習も行います。